

[事案 2022-269] 入院給付金支払請求

・令和5年12月11日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年7月に頸椎の検査のために入院（入院①）し、同年12月に頸椎症神経根症で入院（入院②）し、令和4年1月に頸椎後縦靭帯骨化症で入院（入院③）したため、平成21年8月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、合計46日分の疾病入院給付金が支払われた。また、令和3年9月の従業中の事故による受傷（左肩腱板断裂）を原因として、令和4年3月に左肩腱板断裂で72日間入院（入院④）したため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、疾病入院給付金の支払限度（60日）に達したことを理由に、疾病入院給付金が14日分しか支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院④は災害入院給付金として60日分が支払われるべきであるから、支払われた14日分を除く46日分を支払ってほしい。

- (1) 本契約の申込時、募集人から、契約内容を変更したらどうですかと言われて転換したが、入院給付金が日額1万円から5千円に変わることは聞いていなかった。
- (2) 入院④の前に募集人に対し、電話1回、対面2回の計3回にわたって、病気による入院（疾病入院給付金対象）と怪我による入院（災害入院給付金対象）は別（双方の入院日数は通算されない）であることを確認し、募集人からは、病気から怪我で入院した場合は180日経たなくても災害入院給付金が満額出ると言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、転換前契約の後任担当者としてアフターフォローを行うため申立人宅を訪問し、保障の見直しを提案したところ、申立人は保障範囲が広がることを気に入り、転換前契約を見直すこととなった。申立人から「あまり変わらない保険料で見直したい」との要望があったため、募集人らが入院日額を1万円から5千円に減額する内容を提案したところ、申立人が了承し契約に至った。
- (2) 令和4年2月、募集人は、申立人から「仕事で怪我をして肩腱板断裂してしまったが災害入院と疾病入院は別物か」との質問を受け、災害入院給付金と疾病入院給付金の支払限度が相互に通算されるか否かの質問と理解し、「災害入院と疾病入院は別である」と回答した。募集人は、その後も申立人から同様の質問を受け同様に回答したが、申立人から左肩腱板断裂の事故発生日（令和3年9月）については一切聞かされておらず、入院④の給付金請求の申出を受けて初めて認識した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解

決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 事故で受傷したと告げた上で災害入院給付金の質問を繰り返す申立人に対して、募集人としては、事故発生日を確認したり、災害入院給付金が支払われるためには「事故の日から起算して180日以内に開始した入院」でなければならないことを説明した方が望ましかったと言わざるを得ない。